平成２４年（フ）第７７号
島根県出雲市斐川町上直江3427番地
破産者　藤江　周弘
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第３号
島根県出雲市口宇賀町482番地
破産者　有限会社丸大工業
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第７９６号
東京都稲城市平尾１丁目30番地の12コーポ上平尾203、更正前の住所東京都八王子市下柚木２丁目28番地13アーバンライフ・ユギ402号
破産者　福田　智明
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３４号
東京都八王子市元八王子町１丁目437番地１グランシャリオ・ラピタ305号
破産者　小美濃弘昌
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８７号
東京都多摩市乞田744番地１
破産者　丸喜株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８８号
東京都多摩市乞田1186番地Ｋ＆Ｋハイツ103
破産者　柳　　喜雄
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８９号
東京都多摩市乞田1186番地Ｋ＆Ｋハイツ103
破産者　柳　トミ子
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３７２号
東京都青梅市新町４丁目１番地の11ディアスB102
破産者　楠本麻優美（旧姓立川・吉田）
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７１号
山梨県都留市四日市場1119番地
破産者　有限会社杉本工務所
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
岐阜県関市板取3288番地１
破産者　長屋　正佳
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１号
岐阜県土岐市泉町大富265番地５
破産者　株式会社ライフアテンダントサービス
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第２９９号
京都府城陽市市辺南垣内70番地の１
破産者　リライ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
香川県高松市西植田町東石畑120番地11
破産者　有限会社メタルワークヤマモト
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第８７号
香川県高松市東山崎町301番地１
破産者　長尾日登美（旧姓大江）
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１４３号
札幌市白石区北郷２条１丁目５番８号　コーポ北住７号
再生債務者　宮本　　隆
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第８号
北海道小樽市見晴町21番13号
再生債務者　高橋　裕幸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再イ）第３６号
神奈川県秦野市西田原150番地の７
再生債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
石川県能美郡川北町字土室ひ１番地６
再生債務者　佐々木かおり
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年８月28日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（再イ）第２７号
愛媛県松山市福音寺町45番地３　ロイヤルアネックス福音寺606号
再生債務者　松岡チヅ子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月14日から平成25年８月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１３号
長崎県長崎市横尾５丁目２番５―104号
再生債務者　山下加代子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月21日から平成25年９月４日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２５号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目16番24号
再生債務者　波多野良和
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月８日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月15日から平成25年８月29日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部